

腐敗防止方針

東洋紙業株式会社は、公務員、政府関係者等に対する贈賄及びお取引先への不正要求等の腐敗行為の防止に努めます。

1. 腐敗行為の禁止

- (1) 国内外の公務員、政府関係者等に対し、常に透明性を保ち、方法を問わず、いかなる賄賂の提供及び利益の供与も行いません。
- (2) 国内外のお取引先に対し、常に対等・公正な立場で接し、社会的儀礼の範囲を超えた贈答、接待及びその他経済的利益の授受を行いません。

2. 関係各国の諸法令の遵守

事業を展開する各国及び各地域で適用される腐敗行為の防止に関連する法令、ガイドライン及びその他の社会規範等並びに社内規程を遵守します。

3. 記録化の義務

業務遂行に際して、第三者に対し金銭その他利益を提供した場合には、そのすべてについて正確に会計帳簿に記録し、かつ証憑となる関連資料を保管します。

4. 教育の実施

腐敗行為を未然防止し、業務遂行の適法性を保持するため、全ての従業員に対し本方針に関する教育・周知徹底を実施し、腐敗防止に継続的に取り組みます。

5. 体制の整備

腐敗行為の防止に関する法令等への違反あるいは違反の可能性のある行為について、役職員から報告または内部通報を受けるための内部通報窓口を設け、報告または内部通報を行った役職員に不利益が生じないよう、適切な運用を行います。

6. 違反への措置

本方針に違反した役職員に対し、社内規程に則り厳正に処分します。

2025 年 3 月 21 日 制定

2025 年 4 月 1 日 施行

東洋紙業株式会社
代表取締役社長 小川 淳